

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 5 月 26 日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03546

研究課題名(和文)ピューリタン革命における共和主義思想の研究：国家論と教会論の相互関係の視点から

研究課題名(英文) A Study on Republicanism in the Puritan Revolution: The Relationships of the Civil Government to the Church Settlement in the English Republic

研究代表者

大澤 麦 (Osawa, Mugi)

首都大学東京・法学政治学研究科・教授

研究者番号：30306378

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、17世紀イギリスのピューリタン革命期に現れた国家(共和国)論と教会論の相互関係について、政治思想史の観点から検討した。その結果、しばしば軍事独裁と評価されるオリヴァ・クロムウェルの護国卿体制が、寛容な国教会制度を樹立することで共和制イングランドの保全を図ったものであったこと、さらに言えば、同体制こそ古典的共和主義とピューリタニズムとを相互補完的に機能させることで社会秩序の安定を獲得しようとした政治構想であったことが明らかにされた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

共和主義は、現代の公共性の理念の中核を形成した政治思想の潮流である。それは国家において具現される公共の利益への献身を公民に要請する思想であるため、それと宗教との対立を常に問題にされてきた。しかし、本研究が解き明かしたピューリタン革命期の共和政体と共和主義は、キリスト教諸教派の多角的な共存を可能にする国教会構想に依拠するものであった。こうして本研究は、世俗的な観点に傾斜した今日主流の共和主義研究に石を投じることで、共和主義思想のさらなる発展の可能性を広げたと考えている。

研究成果の概要(英文)：This research has attempted to examine, in terms of History of Political Thought, the relationships of the theories on civil government (commonwealth) to the ecclesiologies in the Puritan Revolution of 17th-century England. It has been found out in this study that the Cromwellian Protectorate, which has often been interpreted as a military dictatorship, was the political regime that aimed to preserve the English republic by dint of its tolerant national church settlement, and that, furthermore, it was the political vision for a stable social order through the mutually complementary relationships between classical republicanism and Puritanism.

研究分野：西洋政治思想史

キーワード：共和主義 イギリス革命 ピューリタニズム 立憲主義 クロムウェル ハリントン アングリカニズム 自由主義

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1. 研究開始当初の背景

J・G・A・ポーコック著『マキアヴェリアン・モーメント』に触発された過去40年の大西洋圏の共和主義思想史の研究は、古典古代の都市国家の政治理念がルネサンス期イタリアにおいて再生した後、それが英米において開花するという歴史認識に基づいて遂行されてきた。また、これと並行して行われてきた、Q・スキナーやP・ペティットらの「非支配」を要諦とする「共和主義的自由」の研究は、個人の私的領域への不干渉を要諦にしたI・バーリンの「消極的自由」との相違を強調することによって、従来の自由主義政治理論を根源的に問い直す言説を生み出した。さらに、この論点は北米のリベラル＝コミュニタリアン論争に参入することで、自由主義vs共和主義という図式の中で問題の再定式化の試みもなされている。

以上のような近年の共和主義研究の共通の特徴は、その思想が国家において具現される公共の利益への献身を公民に要請する点を強調するあまり、もっぱら世俗的な概念からなる言説に著しく傾斜していることである。とくに宗教はしばしば公共性を阻害する要因として論じられる。しかるに、報告者がこれまで2件の科学研究費(課題番号:23530151および26380176)によって行ってきた17世紀イギリス政治思想研究によれば、こうした共和主義の捉え方は一面的かつ不十分であると言わざるをえない。17世紀イギリスの共和主義には上記の古典古代とルネサンスの政治理念に端を発する系譜のものほかに、宗教改革に淵源をもつピューリタニズムの契約概念の影響下にあり、成文憲法の構想にまで発展する別の系譜のものがあつた。共和制イングランドは、この二つの共和主義の協働によってのみ理解されるのであつた。また、共和制期イングランドの後半に現れたO・クロムウェルの護国卿体制はこの二つの共和主義の融合を成し遂げんとした体制であり、そこには極めて寛容な国教会制度があつた。ここに共和主義思想を、もう一度宗教的な観点から検証し直す必要があつたのである。

2. 研究の目的

前項1に記したことから、本研究の目的は、ピューリタン革命期(1640-60年)の共和主義思想の動態と特質を、同時代の国家論と教会論の相互関係の視角から明らかにすることにあつた。(1)まず、当時の共和主義の国家構想の意味と特質を現実の政治情勢の推移の中で明らかにしながら、同時にその問題点を抽出した。(2)次いで、1654年以降に現実化され始めるクロムウェル護国卿体制の国家教会構想の意味を、ピューリタン革命全体の教会論の中で検証し、それと共和主義思想との関係を考察した。そして最終的には、(1)と(2)を総合することで、共和制イングランドと共和主義思想との関係を明らかにすることを志した。

こうして本研究は、世俗的な観点に傾斜した今日主流の共和主義研究に一石を投じるとともに、その思想の豊かな発展の可能性を広げることで、政治思想史研究のみならず、現代政治理論や公共哲学等の議論の発展にも寄与することを目指したものであつた。

3. 研究の方法

本研究は以下の2つの方法で遂行された。

(1)本研究は研究期間全体を通じて、17世紀イギリス史や政治思想に関わる資料や研究文献を丹念に読み進めて、これらを分析するという方法で遂行された。一次資料については、主に*Early English books, 1641-1700*のオンライン版に収録されたものを使用した。そのほか以下の資料集を参照した。

(i) *The Parliamentary or Constitutional History of England*, 2nd. ed., London, 1762-3.

(ii) Gardiner, S. L., ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625-1660*, 3rd ed., reprinted, Oxford U. P., 1979.

(iii) Lomas, S. C., ed. *The Letters and Speeches of Oliver Cromwell*, 3 vols., Methen, 1904.

(iv) Abbott, W. C., ed. *Writings and Speeches of Oliver Cromwell*, 4 vols., Harvard U. P., 1937-47.

(v) William H. Goold, ed., *Complete Works of John Owen*, 16 vols., Banner of Truth, 1996.

(vi) Chad Van Dixhoorn, David F. Wright, Mark A. Garcia, Joel A. Halcomb and Inga Jones, eds., *The Minutes and Papers of the Westminster Assembly, 1643-1653*, Oxford U. P., 2012.

(vii) 松谷好明編・注『ウェストミンスター神学者会議議事録<抄>:ピューリタニズムと市民革命の接点』一麦出版社、1996年。

このほか不足分については、イギリスの大英図書館とオックスフォード大学ボードリアン図書館での資料調査によって、これを補った。

(2)本研究を遂行するにあたっては、各種学会を通じての関連諸分野の研究者との意見交換も大変重要であつた。とくに、政治思想学会、日本政治学会、日本ピューリタニズム学会、日本西洋史学会の各研究大会、定例研究会での研究報告や意見交換は本研究を遂行していくうえで重要であつた。さらに、研究期間中にサバティカルを取得してイギリスのオックスフォード大学歴史学部で1年間の在外研究を行い、資料調査のほか同大学の研究者との意見交換を行ったことは非常に有益であつた。

4. 研究成果

本研究の骨子は、1の「研究開始当初の背景」欄に記した報告者の知見を、ピューリタン革命期に出現した共和制イングランドの(1)共和主義国家論と(2)教会論の双方を分析することによって、具体的に裏づけることにあった。以下、その概要を記すことをもって本研究の成果としたい。

(1) 共和主義の国家論

17世紀イングランドの共和主義の主流は、ピューリタン革命の議会軍による軍事クーデタによって生み出された共和政体(コモンウェルスにして自由な国家 Commonwealth and Free State)を事後的に正当化し、基礎づけるイデオロギーとして始動した。その中心となったのがジョン・ミルトンとマーチャumont・ニーダムら共和国政府の広報官であった。彼らは古典古代やルネサンス期イタリアの都市国家の政治思想や実践 法の支配、頻繁な選挙、官職ローテーション制、混合政体ほか に引照しつつ、王制に対する共和制の秀逸性を説いた。しかし、現実の共和制はこうした共和主義のみでは支えられず、その背後にあった軍事力による事実上の(*de facto*)支配を、秩序の維持という観点から正当化する論理を併せ持っていた。その具体化が18歳以上の全男性に共和国への忠誠を誓約させる「共和国臣従契約」の強制である。そして共和制イングランドのこの二つの矛盾する原理が顕在化するのが1653年12月に成立するO・クロムウェルの護国卿体制であり、本研究が重視したのはそこにおける共和主義思想の動態と性格であった。

成文憲法「統治章典」(後に「謙虚な請願と勧告」へと改定)に基づいた護国卿体制は、共和制の枠組みを残しながらも強力な権限が「唯一人」たる護国卿クロムウェルに付与された、その意味では、王制への傾斜を印象づける体制であった。この点については広報官のミルトンやニーダムでさえ懸念を表明している。しかし、これを最も強く批判したのは、ヘンリ・ヴェーン、ジョン・ワイルドマン、ジョン・ストリーター、ジェームズ・ハリントン、ヘンリ・ネーヴィル、ヘンリ・スタップ等、共和制に「古き良き大義」を見出す共和派(Commonwealth-men)と呼ばれた人々であった。本研究においては、彼らのうち、特にストリーターとハリントンの理論に当時の共和主義の典型を認め、これを深く考察した。

ストリーターは『玉石の光』、『カエサル伝注解』、『アリストテレス論』などにおいて、護国卿クロムウェルを、共和制ローマの原理を破壊して暴政(私的支配)をもたらしたカエサルの行為に仮託して批判した。それと併行して彼は共和制イングランドを擁護する論を展開するのであるが、その際に彼が説いた共和国論が 古典的共和主義、 イングランドの法(先例)と歴史的権利、 理性と自然法の原理、 聖書、という4種類の言語の協働によって構成されていたことは重要である。すなわち、 の古典古代の都市国家の伝統に範を取った有徳な市民からなる国家共同体の理論が、 ~ の言語によって17世紀イングランドの状況に適合させられるのである(古代共和国のイングランド化)。このことは、古典的共和主義がそれのみでは共和制イングランドを十分に基礎づけられるものではないことを共和派自身が認めていたことを例証している。また、共和制イングランドを擁護するストリーターが、その設立起源にあった軍事クーデタを不問に付していたことも留意すべきである。つまり、彼の共和主義思想は既に設立されている共和国の制度と機構の在り方に関心を寄せ、これを守ろうとするも、その共和国をどのように設立するかという国家権力の起源論には無頓着なのである。共和主義のこれらの特質を資料に基づいて抽出したことは、本研究の成果である。その詳細は、5の「主な発表論文等」欄に掲げた「暴政批判のレトリック：ジョン・ストリーター 『アリストテレス論』とその歴史的文脈」および「ジョン・ストリーターの政治思想：ピューリタン革命期の共和主義思想に関する一考察」において論じてある。

前段で述べたことは当時の共和主義者の中にあつて最も緻密な国家論を構築したハリントンにおいても当てはまる。主著『オセアナ』における彼の共和国論は、所有の均衡(土台)と政治権力の均衡(上部構造)において具現される平等を基底としており、前者は農地法、後者は二院制の立法機構論と公職輪番制という制度構想に結実した。後者については、共和国の統治を担う執政官と元老院と民会とは統治機構全体の均衡の担い手として現われ、討論と提案の機能を元老院、議決の機能を民会に割り当てることにより、導入された民主的要素が無秩序を招かぬ工夫が施された。また前者の貴族による大土地所有を防止する農地法は、社会経済史的視点からの共和国の擁護であった。彼の分析によれば、イングランド王国の歴史的崩壊過程は、土地所有の均衡が貴族から平民に移行したことによる貴族の没落が原因である。よって、公民の土地を約£2,000に抑制する農地法は、貴族的な大土地所有を防止して公民相互の平等を持続させることで土台を安定させ、王制への突如の改変を防ぐことで共和国を安定させるはずなのであった。しかし、先述のとおり、護国卿体制に移行したイングランド共和国は王制への傾斜を深めたと認識された。さらに1659年におけるその体制の崩壊は王政復古の到来を予感させた。そうした情

勢の中でハリントンとその党派は『オセアナ』モデルの共和政体樹立を真剣に画策するが、その場合に彼らが頼りにしたのは結局のところ軍隊のもつ物理的強制力であった。類まれなる緻密な共和主義の機構論を構築したハリントンであったが、その設立理論は驚くほどナイーブであった。1649年の国王処刑によって成立した現実の共和政体同様、共和主義思想もまた、軍事力に依存していたのである。この点を緻密に論証したことは本研究の大きな成果である。その詳細は、5の「主な発表論文等」欄に掲げた「共和国のなかの王制：クロムウェル護国卿体制の崩壊とジェームズ・ハリントンの政治思想」において論じた。

しかし、共和制イングランドの政治原理を共和主義の国家論のみで評価するのは一面的である。もうひとつの秩序形成原理である教会論の視点からこれを眺めるとき、共和主義思想は豊かな全体像を現わしてくれる。そして、本研究の最大の独創性はこの点において示される。

(2) 教会論

本研究では、護国卿体制下において具体的な形となって現れる共和制期の教会体制の意義を、ピューリタン革命全体の国教会改革の文脈の中において捉えた。革命初期の段階でイングランド国教会の主教制(監督制)の廃止を決定した長期議会(革命議会の通称)は、1643年7月にウェストミンスター神学会議を、新たな教会制度を検討するための諮問機関として発足させた。だが、国王軍との不利な戦況を打開するために軍事支援を必要とした長期議会がスコットランドとの間に締結した「厳粛な同盟と契約」には、国王の人身と「古来の国制」の保全とともに、三王国(イングランド、スコットランド、アイルランド)の宗教をスコットランド国教会の長老制に統一することが明記されていた。これに異議を申し立てたのが会議における少数勢力の会衆派であり、彼らは教理においては長老制を支持した多数派の長老派と同じカルヴィニズムに立ってはいたものの、全国的に統一された規律を持つ長老制とは異なり、自立的な各個教会(コングリゲーション)の緩やかな連合という国教会構想を持っていた。この会衆派の構想が大きい意味を持ったのが「古来の国制」解体後に現れた共和制の下においてであった。共和制下の会衆派の中心人物はジョン・オーウェンであった。彼は1652年に『謙虚な請願』を議会に提出して共和制下の国教会制度に会衆主義を提唱した。ここで注目すべきは、彼が世俗権力に牧師の資格審査権や罷免権を認めたエラストス主義を取っている点である。この制度は1654年、クロムウェルの護国卿体制において俗人が主導性を取る「聖職者審査委員会」(triers)および「聖職者追放委員会」(ejectors)として制度化されることになる。

しかし、クロムウェル自身の教会構想は、会衆派のそれをはるかに上回る寛容なものであった。両者は各個教会の自立性、公金(十分の一税)で賄われる聖職禄の制度、世俗権力に宗教上の権限(責任)を認める点(霊的な権能ではなく、「真の宗教」を広め、異端を取り締まるための権力行使)において一致していた。しかし、会衆派が教理においては狭義のカルヴィニズム、すなわち改革派教会の伝統に立脚しようとするのに対し、クロムウェルはさらに広範囲の層に「良心の自由」を認めようとしていた。護国卿体制第一議会での演説で、クロムウェルは「良心の自由」を自然権と呼んで体制の礎の一つに位置づけたが、この思想はすでに護国卿体制の成文憲法「統治章典」において具体的に明文化されていた。その37条には「イエス・キリストによる神への信仰を告白する者は……その信仰の告白と宗教の実践を抑制されずに保護される」と規定されている。そこにおいて信仰の自由から除外されているのは教皇主義者、主教制主義者、放縦を実践する者だけであるが、それは教理や信仰の内容が問題にされているのではなく、「他者の世俗的な損害」や「公共の平和の攪乱」をもたらすからであった。よってカトリック教徒やユダヤ教徒や主教制支持者でも穏健な立場の者は寛容されえたとし、「放縦の実践」企てる者の対象も当時不穏な騒動や無秩序を起こすと広く認識されていたクェーカー派やソツツィーニ派にほぼ限定されていた。ここには「統治章典」の宗教規定の前身が、1640年代の急進的政治集団レヴェラーズや軍内のセクト主義者や分離派との共同作業で検討した成文憲法草案「人民協約」のそれにあつたことと大きく関わっている。それは会衆派のカルヴィニズムの範囲を逸脱するものであった。このことは護国卿体制の宗教的側面が、共和制成立以前の急進的共和主義思想との関係づけなしには理解できないことを例証している。この側面を明らかにしたことは本研究の成果である。ただし、それと同時に注目すべきは、同じ「統治章典」が35条で三王国の公的な信仰告白の制定を謳っていることである。クロムウェルは会衆派のみならず長老派とバプテスト派の神学者を招集して、これを検討する宗教審議会(いわば、ウェストミンスター神学会議の護国卿体制版)を設置した。彼はイングランドをイスラエルになぞらえ、自らをダヴィデに喩えるが、この三派が彼の考える「神の国民」(Godly nation)の中核なのであった。その周辺に位置する、キリスト教信者にできる限りの寛容を与えて体制内に包容することが彼の教会政策の基本であったと言える。

なお、この点についての詳細な分析は、2020年6月20日に開催される日本ピューリタニズム学会第15回研究大会(新型コロナウイルス感染症拡大の影響でオンライン会議での開催)で「クロムウェル護国卿体制における『良心の自由』」という題目の下で報告されることが決ま

っている。

(3) 結論

本研究の意図は、これまで述べてきた共和主義の国家論と教会論とが共和政体としての護国卿体制において相互補完的な関係に置かれていたことを論証することにあつた。クロムウェル自身が自覚していたように、軍事クーデタによって成立した護国卿体制は権力の正当性において極めて脆弱であつた。この体制をいかなる理念によって基礎づけるかがクロムウェルにとっての最大の課題であつた。護国卿への権力の集中を批判された「統治章典」は、実際には護国卿、國務會議、議会の三者間の抑制と均衡を原理にした統治機構を備えることで共和政体(自由な国家)の様式を保っていた。他方、クロムウェルの寛容な国家教会制は護国卿体制下のイングランドを「神の国民」と位置づけることで、体制の正当性を得ようとしたものであつた。その後も、執拗に提供され続けてきた王位を最後まで拒み続けたことに加え、イングランドの「神の国民」化をねらった少将制の断行など、クロムウェルは最後までこの二つの理念に固執し続けた。「自由な国家」と「神の国民」は、クロムウェルにとって護国卿体制を支える表裏一体の関係にある理念であつたのである。先にも指摘したとおり、キリスト教の理念のない共和主義は、共和国の軍事的・暴力的起源を露呈する。護国卿体制こそピューリタン革命の聖俗二つの思想的潮流、すなわちピューリタニズムと共和主義の結節点であつたのであり、その意味で護国卿の職能の意義はこの二つの思想をつなぎとめることにあつたと言える。17世紀イングランドの共和国は、キリスト教の理念なしには決して正当化されることも機能することもできなかった。これが本研究全体の結論である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 大澤麦	4. 巻 14
2. 論文標題 広報誌『アリストテレス「政治学」第1巻に関する歴史的、政治学的、哲学的考察』全11号（1654年）について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ビューリタニズム研究	6. 最初と最後の頁 77-78
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大澤麦	4. 巻 12
2. 論文標題 暴政批判のレトリック：ジョン・ストリーター『アリストテレス論』とその歴史的文脈	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ビューリタニズム研究	6. 最初と最後の頁 44-53
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 大澤麦
2. 発表標題 クロムウェル護国卿体制における良心の自由
3. 学会等名 第15回日本ビューリタニズム学会研究大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大澤麦
2. 発表標題 共和国のなかの王制：クロムウェル護国卿体制の崩壊とジェームズ・ハリントンの政治思想
3. 学会等名 2019年度日本政治学会研究大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大澤 麦
2. 発表標題 ジョン・ストリーターの政治思想：ピューリタン革命期の共和主義思想に関する一考察
3. 学会等名 第12回日本ピューリタニズム学会研究大会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----